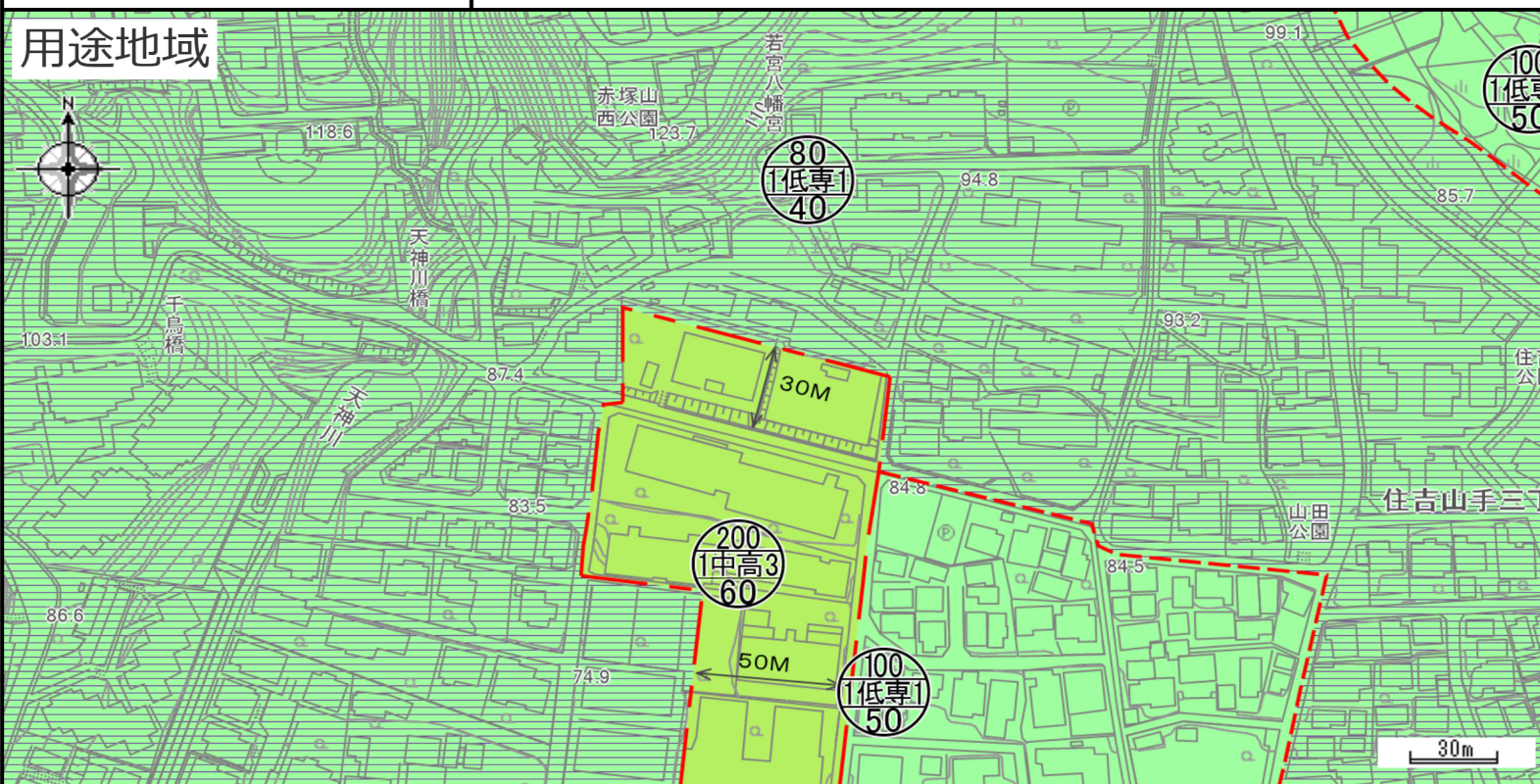


矢印  の先端部の都市計画決定内容等

この図は、本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用下さい。お調べの土地が、用途地域、建ぺい率、容積率、都市施設等の境界付近の時は、必ず担当課にご確認下さい

神戸市全域が宅地造成等工事規制区域に指定されています。

用途地域



〔用途地域〕

-  第1種低層住居専用地域
-  第2種低層住居専用地域
-  第1種中高層住居専用地域
-  第2種中高層住居専用地域
-  第1種住居地域
-  第2種住居地域
-  準住居地域
-  近隣商業地域
-  商業地域
-  準工業地域
-  工業地域
-  工業専用地域
-  市街化調整区域
-  暫定市街化調整区域



-  外壁後退1.0m
-  外壁後退1.5m
-  最低敷地制限
-  線引き境界線
-  道路等による用途地域境界線
-  上記以外による用途地域境界線
-  容積率等境界線
-  高度地区境界線
-  防火・準防火地域境界線
-  最低敷地制限界

[都市高速鉄道]

- 都市高速鉄道

[都市計画道路]

- 都市計画道路

[その他都市施設境界線]

- その他都市施設境界線

磁北真北 磁北方眼北

2025/4/23 13:51:23神戸市都市局